

学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(保護者の責務)

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の最重点目標の一つとして弱い者、いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組む。
- (イ) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発とその他の必要な措置として、人権集会等を実施する。

イ いじめの未然防止の取組

- (ア) 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- (イ) 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- (ウ) 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図ると共に、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- (エ) 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

ウ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ①児童対象いじめアンケート調査
- ②保護者対象いじめアンケート調査（必要に応じて）
- ③教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査

(イ) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、教師と児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい体制を整備する。

- ①スクールカウンセラーの活用。
- ②市教育支援センター・こどもセンターの活用。
- ③PTA会長との連携。
- ④いじめ・学校適応推進委員会の設置。

(ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(ア) 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(イ) 対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ・学校適応推進委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ・学校適応推進委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育支援員、学年主任（低・中・高ブロック）、特別支援教育コーディネーター等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、市教育支援センター職員、PTA会長等と連携する。

〈活動〉

- ①いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

〈開催〉

年2回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめ・学校適応推進委員会を中心に組織的に対応し、いじめをやめさせる。再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) 被害児童を守り通すという姿勢で対応し、加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- (エ) いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための措置が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら配慮した措置を講ずる。また、必要に応じて外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- (オ) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (カ) 教職員の共通理解、保護者の協力、緊急スクールカウンセラーや市教育支援センター等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- (キ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び大宮警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織(いじめ・学校適応推進委員会)を設置する。また、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。